平成２４年（フ）第５１６９号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目23番21―506号
債務者　大賀　聖経（旧姓岩﨑）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２１３号
大阪府東大阪市加納１丁目12番19号
債務者　大野　裕司
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５２２号
大阪府吹田市江坂町５丁目13番７号
債務者　橋本　光幸
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８４３号
大阪府門真市幸福町１番46号　門真マンション７号
債務者　廣瀬　治美
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１８６号
大阪市西区本田２丁目７番６―402、住民票上の住所大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘６丁目20番地の６
債務者　國領　健司
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２２７号
大阪市平野区平野南２―２―17松宏コーポ301号室、住民票上の住所大阪市平野区平野東１丁目９番22号
債務者　福井真樹子（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８３４号
大阪市淀川区宮原１丁目16番34―1204号
債務者　津波　信幸
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８６３号
大阪府門真市幸福町１番18―302号
債務者　山村友紀子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９０３号
大阪府大東市深野５丁目22番10号　サニーコート401号
債務者　福崎　裕美
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９１０号
大阪府豊中市三和町２丁目２番20号
債務者　久保　　與
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９１１号
大阪府豊中市長興寺北３丁目10番14―302号
債務者　草西　春彦
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９２７号
大阪市住吉区我孫子東３丁目11番５―804号、前住所大阪市平野区瓜破４丁目１番３―506号
債務者　久間　景子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９８５号
大阪府守口市長池町２番16―703号
債務者　戸上　伸二
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０２５号
大阪市生野区巽中１丁目19番22―206号
債務者　山村　匡玄
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５号
大阪府東大阪市吉田３丁目４番25号　ワンルーム北口208号
債務者　栗田　尚美
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０２号
島根県安来市西赤江町824番地84
債務者　小川　悠太
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６４号
秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字沼ノ平41番地
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
秋田地方裁判所本荘支部